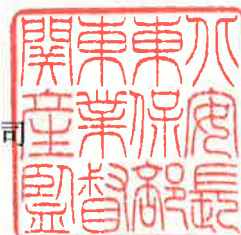


平成 20・08・18 関東産保第 1 号

平成 20 年 8 月 19 日

関東液化石油ガス協議会
会長 堀川 隆文 殿

関東東北産業保安監督部長 名久井 恒司



平成 20 年度液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰
候補者の推薦について (依頼)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴協議会におかれましては、日頃より液化石油ガスの消費者保安につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添「液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰実施要領」に基づき、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することとしました。

つきましては、貴協議会の当部所管に係る液化石油ガス販売事業者から申告があり又は液化石油ガスの保安に顕著な功績があると認められる候補者で、表彰にふさわしい候補者がおりましたら、前記実施要領に基づき申告書の受付及び推薦書の作成を行い、下記によりご推薦下さるようお願いいたします。

なお、推薦を行うにあたっては、当部と協議をした上で行って下さい。

記

1. 推薦書 (申告書添付) の提出先
2. 提出期限

関東東北産業保安監督部保安課
平成 20 年 9 月 25 日 (木)

経済産業省

官 印 省 略

平成20・06・20原院第5号

平成20年8月14日

関東東北産業保安監督部長 殿

経済産業省原子力安全・保安院長

平成20年度液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰
候補者の推薦について（依頼）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-274a-08-01）のとおり自主保安活動として消費者保安対策を推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することといたしました。

つきましては、同要領に基づき、所要の対応をお願いいたします。

また、標記の件については、別紙のとおり各都道府県知事及び社団法人日本エルピーガス連合会会長あて依頼しております。

なお、本年度の表彰式は、平成20年10月23日（木）14時から、如水会館（東京都千代田区一ツ橋2-1-1）で開催される「LPガス消費者保安推進大会」にて行う予定です。

経済産業省

平成20・06・20原院第5号

平成20年8月14日

液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰について

原子力安全・保安院

NISA-274a-08-01



原子力安全・保安院（以下「本院」という。）は、自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、下記の実施要領のとおり液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰を行うこととし、関係団体等に対して、下記6.の対応を求めることとする。

なお、液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰実施要領（平成19年8月10日付け平成19・08・08原院第6号、NISA-274a-07-02）は、廃止する。

記

液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰実施要領

1. 表彰実施者

原子力安全・保安院長

2. 表彰の実施時期

原則として、毎年10月に1回行う。

3. 表彰の場所

東京都内（LPガス安全委員会が行う「LPガス消費者保安推進大会」において表彰する。）

4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

販売事業者においては、自主保安活動が整備されている等保安上の職制が模範的な事業者であること、保安責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底している事業者であること、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、かつ、液化石油ガス関係法令の違反がなく、他の模範として表彰することが適当と認められる事業者を対象とする。

関係団体においては、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、販売事業者などに対して液化石油ガス保安に関する指導的役割を果たしている団体を対象とする。

個人においては、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、保安功労者として他の模範として表彰することが適当と認められる者を対象とする。

保安機関においては、液化石油ガスの保安に対して積極的に活動し、他の模範として表彰することが適当と認められる機関を対象とする。

表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）は、以下のとおり。

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰

本表彰は一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者を表彰するものとする。

ただし、同一年度高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰の該当者については、本表彰の対象としない。

① 保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限を明確化しており、安全

機器等の設置の取組、予防保全（期限管理）を積極的に講じていること。

② 保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、CO中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

③ 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

自主的な保安高度化の取組、消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

(2) 保安功労者（個人）、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

本表彰は、次に掲げる液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした保安功労者（個人）並びに次に掲げる液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体及び保安機関を表彰するものとする。

① 保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。

② 保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。

③ 事故防止に関し積極的に対応した経験があること。

④ 教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。

⑤ 保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

5. 被表彰者数

上記4（1）の表彰者数は50者以内とする。

6. 被表彰者の推薦、選考及び表彰の方法

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者表彰に係る推薦

① 当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙1の申告書に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は毎年6月末時点を基準とする。

② 推薦の手順は以下のとおりとする。

イ. 経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者は日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）がとりまとめ、本省と協議した上で日液協が推薦を行う。

ロ. 各経済産業局、各産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者は各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）がとりまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で当該監督部が本省に推薦する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者は所管する監督部がとりまとめ、本省に推薦する。

ハ. 各都道府県が所管する販売事業者は当該都道府県LPガス協会がとりまとめ、当該都道府県と協議した上で当該都道府県は管轄する監督部を経由して本省に推薦する。

二. 監督部、都道府県、日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、推薦しようとする販売事業者についてヒアリング等を行った上で、別紙2の推薦書を作成するものとする。この場合において、推薦者は評価項目の合計点数が75点以上の販売事業者とする。

なお、推薦に際しては、当該販売事業者の申告書を添付するものとする。

(2) 保安功労者（個人）、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

日液協、地域液協及び各都道府県LPガス協会等は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、別紙3の推薦書を作成した上で、次の方法により推薦を行う。

なお、推薦は他薦によることとする。

① 日液協は本省と協議した上で推薦を行う。この場合において、日液協は推薦書を本省に送付する。

② 各監督部は地域液協と協議した上で推薦を行う。この場合において、各監督部は推薦書を本省に送付する。

③ 地域液協のない監督部等は当該表彰に係る保安功労者等を選定し、推薦を行う。この場合において、監督部等は推薦書を本省に送付する。

④ 各都道府県は、各都道府県LPガス協会と協議した上で推薦を行う。この

場合において、各都道府県は推薦書を当該都道府県を管轄する監督部を經由して本省に送付する。

- ⑤ 日液協、地域液協及び各都道府県LPガス協会以外の推薦者は、本省、監督部又は都道府県と協議した上で推薦を行う。この場合において、当該推薦者は推薦書を本省に送付する。

7. 推薦の期限

推薦の期限は、別表に掲げるとおりとする。

8. 被表彰者の決定等

(1) 被表彰者の決定

被表彰者は、別紙4「液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰の選考基準」に基づき本院で審査の上決定する。

(2) 被表彰者の決定通知

本院は(1)の結果被表彰者を決定した場合は、推薦した各監督部、各都道府県及び関係団体等に通知する。

(3) 表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

被表彰者の推薦期限

被表彰者	被表彰者の推薦		推薦の期限		備考
	提出先	提出期限	推薦者等	本省への推薦書提出期	
本省が所管する販売事業者	日液協	9月18日	日液協	9月29日	
日液協が推薦する保安功労者	—	—			
地域液協のある監督部等が所管する販売事業者	地域液協	9月18日	監督部	9月29日	○監督部への提出期限 9月25日
地域液協が推薦する保安功労者等	—	—			
地域液協のない監督部等が所管する販売事業者	監督部	9月18日	監督部	9月29日	
地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者等	—	—			
都道府県が所管する販売事業者	都道府県LPガス協会	9月12日	都道府県	9月29日	○都道府県への提出期限 9月18日 ○都道府県から監督部への提出期限 9月25日
都道府県LPガス協会が推薦する保安功労者等	—	—			
地域液協及び都道府県LPガス協会以外の者が推薦する保安功労者等	—	—	都道府県と協議する推薦者	9月29日	○監督部への提出期限 9月25日
			監督部と協議する推薦者		
			本省と協議する推薦者		

保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告書
(6月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
資本金： _____ 従業員数： _____ 名
2. 所在地：〒 _____
電話番号： _____ FAX 番号： _____
3. 代表者名： _____ 役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. 法令違反の有無（過去3年間）： 有、無（最終立入検査年月日 年 月 日）
6. 事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無（過去5年間）：
有（発生年月日 年 月 日及びその内容）、無

7. 消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴： 表彰名 _____
受賞年度 _____
9. その他主な表彰の受賞歴： 表彰名 _____
受賞年度 _____
10. 関連機関での活動履歴（県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載）

(申告書 評価項目表を添付)

評価項目

I.保安方針

注)ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化						
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	5点	○ ×	点	5点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	○ ×	点	3点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	○ ×	点	2点又は0点
注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。						
No. 2 安全機器等の設置の取り組み						
① ガス漏れ警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[○]。)		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	1点	○ ×	点	1点又は0点
② ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	○ ×	点	1点又は0点

③ 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[○].)		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。 消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	○ ×	点	1点又は0点
④ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率70%以下でも可[○].)		2点	○ ×	点	2点又は0点
	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	5点	○ ×	点	5点又は0点
⑤ 安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑥ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑦ 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器	火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型とは、火災警報器、ガス漏れ警報器及び一酸化炭素(CO)警報器の複合した警報器をいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点

No. 3 予防保全(期限管理)

① 調整器の定期交換	I類;S型は製造年月から10年、II類;N型は製造年月から7年を経過したものがないこと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
② 高低圧ホースの定期交換	I類;S型は製造年月から10年、II類;N型は製造年月から7年を経過したものがないこと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	○ ×	点	2点又は0点
合 計			46点		0 点	

Ⅱ.保安管理体制

(注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 資格者の確保						
従事者の資格 (二販、設備士、 業務主任者代理 者)取得状況	150%以上	$\text{○○\%} = \frac{\text{延べ資格者数(*1)}}{\text{LP法の販売事業に係る従事者数(*2)}}$ <p>*「資格者数」とは、液化石油 1 ガス設備士、二販、業務主任 者代理者取得者の合計数を 指す。 *「LP法の販売事業に係る従 2 事者数」は、LP法の販売事 業に係る経営者、総務・経理 担当、パート・アルバイト等臨 時採用者も含んだ数。</p>	5点	○ ×	点	5点、 2点又 は0点
	100%以上150%未満		2点	○ ×		
No. 2設備工事						
配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	5点	○ ×	点	5点又 は0点
No. 3 CO中毒事故防止対策						
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の清掃を推進するとともに、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	対象となる燃焼器具がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	3点	○ ×	点	3点又 は0点
② 排気筒の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	○ ×	点	2点又 は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。		5点	○ ×	点	5点又 は0点

No. 4 埋設管の管理

腐食測定の実施及び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。	<p>1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。</p> <p>① S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。</p> <p>② 壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかかなもの。</p> <p>③ PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。)</p> <p>2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏洩試験で漏洩がない場合は漏洩検知装置の設置でも、改善とみなす。</p>	5点	○ ×	点	5点又は0点
合 計			25点		0 点	

Ⅲ.保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取り組み）

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取り組み						
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。 2年に1回。 3年に1回。	3点 2点 1点	○ × ○ × ○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。 2年に1回。 3年に1回。	3点 2点 1点	○ × ○ × ○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	○ ×	点	4点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4点	○ ×	点	4点又は0点

No. 2 消費者保安啓発活動

① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 高齢者、障害者世帯等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や障害者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
合計			29点		0点	

総合計(I + II + III)

	総合計	100点	—	0点	—
--	-----	------	---	----	---

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について:

②安全装置の設置について:

③消費者啓発について:

実行

検討・評価

保安優良液化石油ガス販売事業者表彰推薦書

推薦者名 _____

事業者名	評価項目点数	点
推薦者意見		

事業者名	評価項目点数	点
推薦者意見		

事業者名	評価項目点数	点
推薦者意見		

事業者名	評価項目点数	点
推薦者意見		

保安功労者（個人）、液化石油ガス関係団体
及び保安機関の表彰に係る推薦書

推薦者名 _____ 印

1. 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名（ふりがな）

2. 生年月日又は設立年月日（保安機関は認定年月日）（ 年 月 日）

3. 住所等

①連絡先の現住所

〒

②電話番号

③FAX 番号

4. 略歴（被推薦者が個人である場合のみ記載）

①事業所での年数： _____ 年

②液化石油ガス関係団体での年数： _____ 年

③その他の活動での年数： _____ 年

5. 功績の概要

6. 過去における受賞の有無及び内容 有、 無

7. 法令違反の有無（過去3年間） 有、 無

8. 事故歴の有無（過去10年間） 有、 無

9. 推薦意見（推薦順位 位）

- 注) 1 氏名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
2 被推薦者が販売事業者である場合は登録年月日を、被推薦者が保安機関である場合は認定年月日を2に併せて記載すること。
3 被推薦者が個人であって、所属先がある場合はその名称（ふりがな）及び役職名を1に、所属先の住所を3①に併せて記載すること。
4 法令違反及び事故歴の有無は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係るものは必ず記載すること。また、事故歴は個人と、個人が所属する会社、団体等とに分けて記入のこと。
5 推薦意見は、推薦者が被推薦者を決定した理由等をできるだけ具体的に記載すること。
なお、() 内に推薦順位を記載すること。

液化石油ガス消費者保安功績者原子 力安全・保安院長表彰の選考基準

「保安優良液化石油ガス販売事業者表彰」「保安功労者（個人）、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰

保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

- ① 過去3年間の立入検査において、液化石油ガス関係法令上の違反事項（販売事業者の責任によらない場合を除く。）の指摘が無いこと。ただし、法令違反の程度が軽微であり、かつ、その違反が速やかに是正されている場合で、当該販売事業者の保安レベルが著しく良好な場合にあっては、この限りではない。
- ② 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあっては、この限りではない。
- ③ 申告内容と実施状況に齟齬がないこと。齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。

2. 保安功労者（個人）、液化石油ガス関係団体、優良保安機関の表彰

(1) 被表彰者の選考にあたっては、次の項目につき審査することにより行う。

- ① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。
- ② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。
- ③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること。（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）
- ④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。
- ⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、液化石油ガスの保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

(2) 保安功労者（個人）、関係団体及び保安機関にあっては、次の各項目に適合すること。

- ① 過去3年間の立入検査（団体の場合は監査等）において、関係法令上の違反事項（関係団体、保安機関の責任によらない場合を除く。）の指摘がないこと。ただし、法令違反の程度が軽微であり、かつ、その違反が速やかに是正されている場

合で、保安機関においては、保安レベルが著しく良好な場合にあっては、この限りではない。

- ② 保安功労者（個人）及び保安機関にあっては、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと。ただし、事故の発生が当該保安機関の責任によらない場合にあっては、この限りではない。

新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰実施要領（平成19・08・08原院第6号）

改 正 後	現 行
<p>4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）</p> <p>(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰 本表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者を表彰するものとする。 ただし、<u>同一年度の高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰の該当者</u>については、本表彰の対象としない。</p> <p>別表 被表彰者の推薦期限 （略）</p> <p>別紙1 保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告書</p> <p>1. ～5. （略） 6. 事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無（過去<u>5</u>年間）：</p> <p>別紙3 保安功労者（個人）、液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰に係る推薦書</p> <p>1. ～7. （略） 8. 事故歴の有無（過去<u>10</u>年間）</p> <p>別紙4 液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰の選考基準</p> <p>1. 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰 ① （略） ② <u>人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあっては過去3年間）ないこと。</u>ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）</p> <p>(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰 本表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者を表彰するものとする。 ただし、<u>本年度高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰の該当者</u>については、本表彰の対象としない。</p> <p>別表 被表彰者の推薦期限 （略）</p> <p>別紙1 保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告書</p> <p>1. ～5. （略） 6. 事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無（過去<u>3</u>年間）：</p> <p>別紙3 保安功労者（個人）、液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰に係る推薦書</p> <p>1. ～7. （略） 8. 事故歴の有無（過去<u>3</u>年間）</p> <p>別紙4 液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰の選考基準</p> <p>1. 保安優良液化石油ガス販売事業者の表彰 ① （略） ② <u>過去3年間において液化石油ガスに係る事故がないこと。</u>ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあつては、この限りでない。</p>

2. 保安功労者（個人）、液化石油ガス関係団体、優良保安機関の表彰

(1) (略)

(2) 保安功労者（個人）、関係団体及び保安機関にあつては、次の各項目に適合すること。

① (略)

② 保安功労者（個人）及び保安機関にあつては、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間（人損を伴わない事故にあつては過去3年間）ないこと。ただし、事故の発生が当該保安機関の責任によらない場合にあつては、この限りではない。

2. 保安功労者（個人）、液化石油ガス関係団体、優良保安機関の表彰

(1) (略)

(2) 関係団体及び保安機関にあつては、次の各項目に適合すること。

① (略)

② 保安機関にあつては、過去3年間において液化石油ガスに係る事故がないこと。ただし、事故の発生が当該保安機関の責任によらない場合にあつては、この限りではない。